

古代郡印論

A Thesis on County Seals of Old Times

平川 南

① 郡印概観

② 郡印の変遷

③ 出土資料・伝世資料の年代推定

④ 8世紀後半－天平宝字年間前後－における郡印の書体変化の意義

【論文要旨】

公印のうち、郡印は令文に規定がないものの、その印の規格は印影・出土印・伝世印を通じて、平均方1寸5分程度(約4.5cm)であり、国印(方2寸、約6cm)と郷印(方1寸、約3cm)の中間の大きさといいよい。しかも年代の明確な文書に押された郡印の印影に基づいて編年的に並べてみると、天平20年(748)の山背国宇治郡印が篆書体であり、天平勝宝から天平宝字年間(757~765)にかけて楷書体(天平神護2年<766>の「足羽郡印」楷書体例あり)、その後はすべて篆書体を呈している。この時期は国印の改鋳時期でもあるが、国印の改鋳は書体の変更にまでは及んでいない。郡印の篆書体から楷書体への変化は、次のように説明できるであろう。

そもそも篆書体は、中国の秦代に始皇帝によって“皇帝の書”と位置づけられ、臣下の用いる隷書体と区別されたものである。天平勝宝~天平宝字間、藤原朝臣仲麻呂(恵美押勝)が絶大な権力を握り、中国にならった諸改革を実施したのは周知のとおりである。仲麻呂の印に対する執着の強さは、印影を伝える藤原氏の家印が、他の私印では例をみない公印並みの典型的な篆書体であり、また自ら恵美家印を公印と認めさせたりした施策などからも明らかである。仲麻呂が、皇帝の書体である篆書体は専ら八省印や国印(クニノミコトモチとしての国司の使用印)に用いるものとし、一方郡印は中国で臣下の用いる隷書体から発展した楷書体に限定し、地方社会において国印と明確に識別させた施策であると推測できる。仲麻呂政権の崩壊とともに、宝亀5年(774)以降の郡印が再び篆書体に戻る傾向は、この推測を裏付けているであろう。これらの印影に基づく郡印の編年に、これまで年代不明とされた出土・伝世の郡印をあてはめた時に、はじめて妥当な年代を与えることができることも証明した。これらの作業は、印影・出土印・伝世印を総合的に検討するとして“日本古代印集成”の研究目的にかなうものであるといえる。

①……………郡印概観

公式令天子神璽条には、公印の規格が次のように定められている。

内印は方3寸で、五位以上の位記および諸国に下す公文に印す。外印は方2寸半で、六位以下の位記および太政官の文案に印す。諸司印は方2寸2分で、官に上る公文および案・移・牒に印す。諸国印は方2寸で、京に上る公文および案・調物に印す。

公印に準ずるものとして郡印、軍団印、倉印などがあげられるが、何ら規定が存在しないのである。

ただし、郷印については、これまで「郷印一寸」の規定があるとされてきた。これは、木内武男氏の「弘仁格に郷印一寸とある」(同編『日本の古印』二玄社、1964年)、あるいは「『貞観格雜式』に郷印一寸とある」(同『日本の官印』東京美術、1974年)という指摘に基づくものである。しかし、この記述は『拾芥抄』印員部第廿三に「家印一寸五分^{貞格}_{兵下}、郷印一寸、馬牛印二寸広一寸五分以下^{弘仁格}_{兵下}」を誤って引用したものと考えられる。『拾芥抄』によるかぎり、貞観雜格は家印に関する規定であり、郷印一寸は規定根拠が示されていないのである。しかし郷印に関して他に規定はなく、事例では郷印はほぼ一寸である⁽¹⁾。すなわち、国印と郷印の規格が存するとすれば、郡印は、国一郡一郷の律令行政組織に準ずる形で、おのずと方2寸の国印と方1寸の郷印の間に位置するものと理解してよいのであろう。後(表1)に触れるように、現存する郡印の実物資料および印影資料はその法量の点で方2寸から方1寸の間にすべて含まれているのである。律令の規定こそ存在しないが、郡印に規格の上で一定の枠が設けられていたことはまちがいないであろう。

なお、付け加えるならば、公印以外の印の規格については、『類聚三代格』貞観10年(868)6月28日官符によれば、諸封家の印の使用が認められたが、印の大きさは「但一寸五分以為其限」と規定された。私印としての家印は、1寸5分(約4.5cm)以下とされた。郡印の現存資料でみるかぎり、例えば、印影資料の「坂井郡印」が方5.4cm(1寸8分)、出土資料の「山邊郡印」が方4.7cm(約1寸6分)など、公印としての郡印は明らかに家印(1寸5分以下)を超える規格を有していたのである。

(1) 印影資料

郡印のうち、まず印影資料で、年紀の判明しているものを編年的に示せば、次のようになる。いうまでもなく、印影資料の年紀はあくまでも印の押された文書の年紀を示している。【図1】【図2】

(2) 出土資料・伝世資料

印の絶対年代は不明であるが、明らかに古代の郡印とみなすことのできる出土資料と伝世資料は図のとおりである。【図3】

(3) 郡印の法量

印影資料・出土資料・伝世資料のすべての郡印について、印面の法量は、表のごとくである。

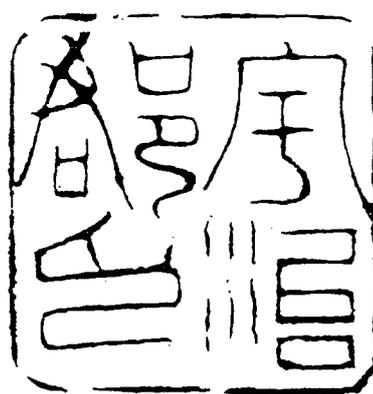
【表1】



坂井郡印 天平宝字二年 (758)



阿拜之印 天平勝宝三年 (751)



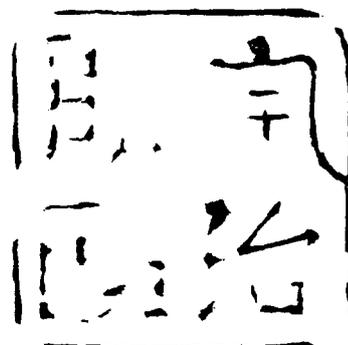
宇治郡印 天平廿年 (748)



山田郡印 天平宝字七年 (763)



十市郡印 天平宝字五年



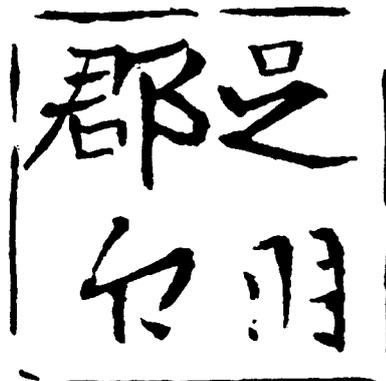
宇治郡印 天平宝字五年 (761)



愛智郡印 延暦十五年 (796)



津高郡印 宝亀五年 (774)

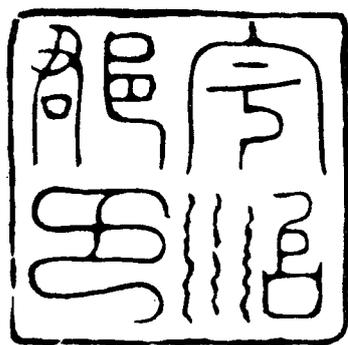


足羽郡印 天平神護二年 (766)

図1 郡印〔印影資料〕の変遷 (その1)



高草郡印 天慶三年 (940)



宇治郡印 承和十四年 (847)



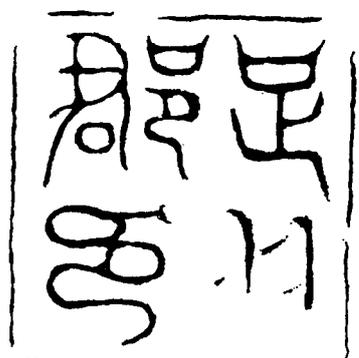
那賀郡印 承和十二年 (845)



平群郡印 正暦二年 (991)



紀伊郡印 安和二年 (969)



足羽郡印 天曆五年 (951)



可兒郡印 承暦二年 (1078)



答志郡印 天喜二年 (1054)



添上郡印 正暦二年 (991)

図2 郡印〔印影資料〕の変遷 (その2)

表1 郡印の印面法量(縦×横)

印文	文書名	文書の年代	西暦	文書出典	印面	縦	横
宇治郡印	山背国宇治郡加美郷家地売買券	天平20年8月26日	748	大古3-112~113	方形	49	48
阿拜之印	伊賀国阿拜郡柘植郷壱田売買券	天平勝宝3年4月12日	751	大古3-500~501	〃	42	42
坂井郡印	越前国坂井郡司解	天平宝字2年正月12日	758	大古4-257~258	〃	54	51
宇治郡印	矢田部造麻呂家地売券	〃 5年11月2日	761	大古15-127~129	〃	45	44
十市郡印	大和国十市郡池上郷家地売買券	〃 5年11月27日	761	大古4-520~522	八角	43	42
山田郡印	山田郡弘福寺田校出注文	〃 7年10月29日	763	大古5-459~461	方形	47	44
足羽郡印	越前国足羽郡司解	天平神護2年9月19日	766	大古5-543~544	〃	49	49
津高郡印	備前国津高郡菟垣村常地畠売券	宝龜5年11月23日	774	大古6-577	〃		
愛智郡印	近江国八木郷壱田売券	延暦15年11月2日	796	平1-16	〃	45	45
那賀郡印	紀伊国那賀郡司解	承和12年2月5日	845	平1-79	〃	49	49
伊都郡印	紀伊国在田郡司解	仁寿4年6月7日	854	平1-115	〃	41~42	41~42
名草郡印カ	紀伊国直川郷壱田売券	貞観3年2月25日	861	平1-130	〃	46	46
添下郡印	大和国矢田郷長解	元慶3年5月27日	879	平1-173	〃	42	42
添上郡印	東大寺上座慶賛愁状	延喜11年4月11日	911	平1-206	〃	38	43
高草郡印	因幡国東大寺領高庭荘坪付	天慶3年9月2日	940	平1-251	〃	46	45
足羽郡印	越前国足羽郡庁牒	天曆5年10月23日	951	平1-263	〃	46	45
紀伊郡印	法勝院領目録	安和2年7月8日	969	平2-302	〃	46	45
平群郡印	法隆寺僧某家地売券	正暦2年10月23日	991	平2-352	〃	41	43
添上郡印	大和国添上郡牒	正暦2年3月14日	991	平2-349	〃	49	48
答志郡印	石部松春畠地等売券	天喜2年10月28日	1054	平10-4934	円形	径45	
可児郡印	大宰大貳藤原経平宅解	承暦2年12月22日	1078	平3-1160	方形	43	41



図3 郡印〔出土・伝世資料〕の印影

②…………郡印の変遷

郡印の印影としては、現段階では東南院文書の天平20年（748）8月26日付「山背国宇治郡加美郷家地売買券」に押印された「宇治郡印」が最古であろう。その書体は明確な篆書体である【図4】。【図5】長谷川延年『平安・鎌倉・室町・江戸 秘奥印譜』（国書刊行会，1992年）には、宇陀郡印が「天平元年大税牒」に押印されているとしている。しかし、「宇陀郡印」の印影【図6】は、先の図1・図2「郡印〔印影資料〕の変遷」で明らかのように、延暦15年（796）文書押印の「愛智郡印」の印影をはじめとする9世紀以降のものと共通するものである⁽²⁾。したがって、天平20年の「宇治郡印」を現存最古の印影と判断してまちがいないであろう。

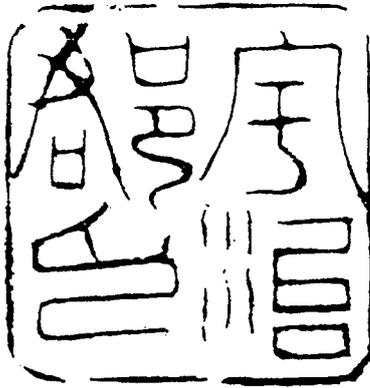
ところが、天平勝宝3年（751）4月12日付の田券によれば、「阿拜之印」の書体は楷書体で、しかも印の文字は「𠂔」の字形である。「阿拜」は伊賀国阿拜郡を指す。

その後も天平宝字2年（758）の「坂井郡印」、同5年「宇治郡印」「十市郡印」、同7年「山田郡印」、天平神護2年（766）「足羽郡印」などは、すべて楷書体である。

しかし、宝龜5年（774）の「津高郡印」以降は、若干の例を除くと、すべて篆書体である。例外と考えられる正暦2年（991）の「添上郡印」の場合、楷書体であり、印の文字も「𠂔」である。

以上の郡印の変遷のなかでも「宇治郡印」は、天平20年（748）、天平宝字5年（761）、承和14年（847）の各期の印影が存在し、上記の各期の特徴をあざやかにものがたっている。すなわち、天平20年の「宇治郡印」は篆書体、天平宝字5年は楷書体、承和14年は再び篆書体となっている。【図6】天平20年と承和14年の書体の違いは、印の文字が「𠂔」から「𠂔」に変わっていることである。

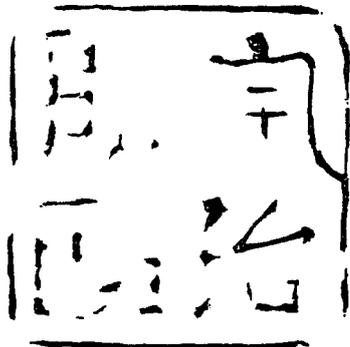
国印【図7】においては、大宝初鑄の時の「𠂔」が天平宝字5年の「大和国印」、天平宝字8年の「信濃国印」をはじめとして、天平宝字年間を境として「𠂔」に変わっている事実がすでに指摘されている。すなわち、郡印の場合は、印の文字は、当初国印と同じ「𠂔」を用い、天平勝宝～天



天平20年(748)印影

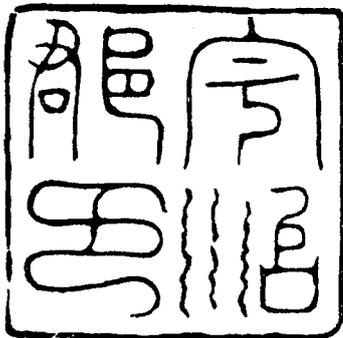


宇治郡印
全



天平宝字5年(761)印影

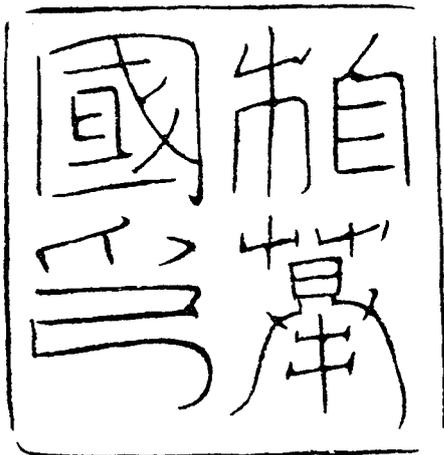
天平元年大稅藤
仁壽三年十月廿日
田券所捺



承和14年(847)印影

図5 長谷川延年『秘奥印譜』所載の「宇治郡印」印影

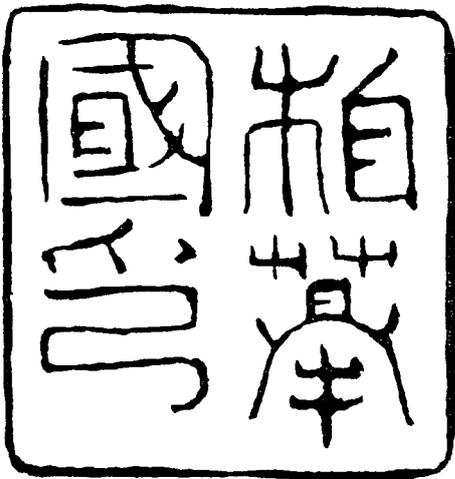
図6 「宇治郡印」の3期の変遷



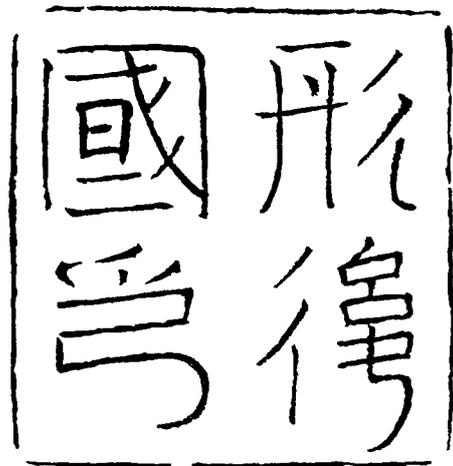
相摸國印 天平七年 (735)



尾張國印 天平六年 (734)



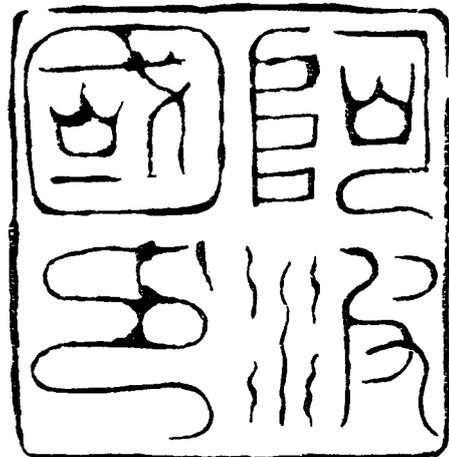
相摸國印 天平勝宝七歳 (755)



丹後國印 天平勝宝元年 (749)
和銅6年 (713) 建国

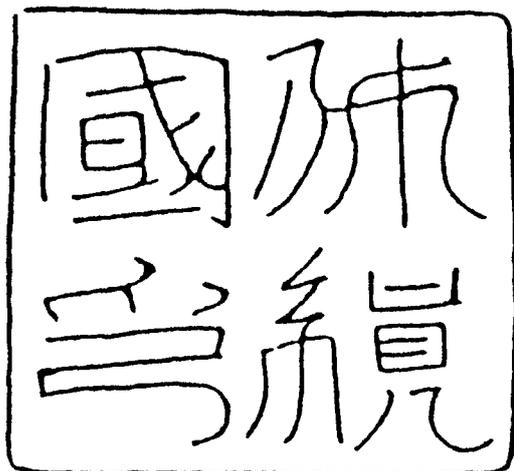


山城國印 嘉祥三年 (850)



阿波國印 承和七年 (840)

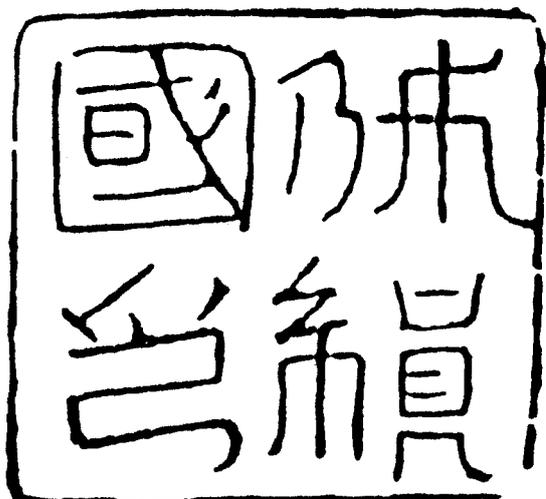
図7 国印〔印影資料〕の変遷



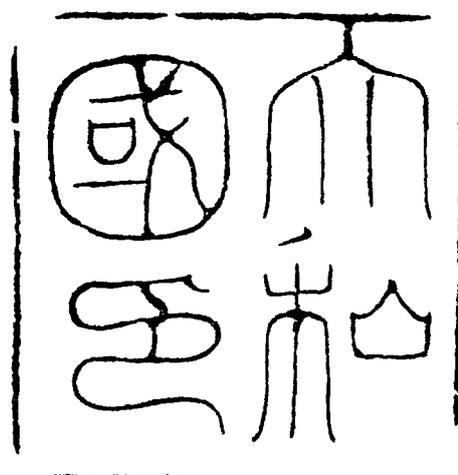
伊賀國印 天平二年 (731)



大倭國印 天平二年 (730)

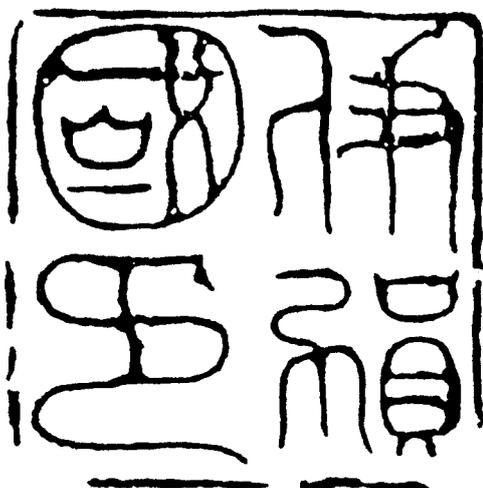


伊賀國印 天平感宝元年 (749)

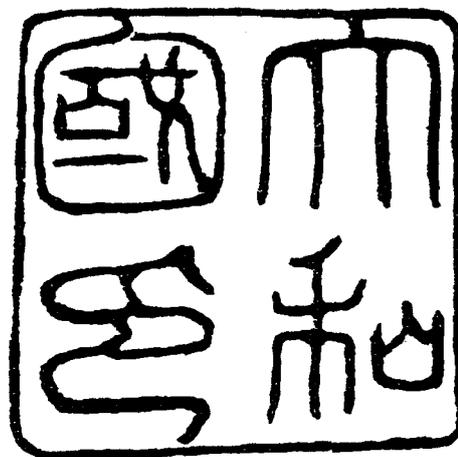


大和國印 天平宝字五年 (761)

※天平宝字元年 (757)
大倭國を大和國と改む



伊賀國印 延久元年 (1069)



大和國印 貞觀十四年 (872)

図8 国印「大和国印」「伊賀国印」3期の変遷

平神護年間にかけて、楷書体に伴い「𠄎」、そして宝亀年間の「津高郡印」「那賀郡印」は天平20年の「宇治郡印」と全く同じ篆書体で印の文字「𠄎」を用いているが、その後、9世紀以降においては、すべて「𠄎」の書体となっている。

ここで、郡印の変遷を国印との比較でみるならば、次のように整理できるであろう。

大宝4年に国印の初鑄が行われ、方2寸の篆書体、印の文字は「𠄎」を用いた。その国印にならう形で、郡印は方2寸以下の規格のもと、篆書体と印の文字「𠄎」で鑄出された。国印は、現存史料によるかぎり、天平宝字5年(761)の「大和国印」をはじめとして、篆書体ではあるが、字形が若干変化し、印の文字も「𠄎」を用いはじめ、それ以降、基本的に踏襲されている。一方、郡印は、国印の変換点である天平宝字前後において突如として楷書体、印の文字は通常の書体「𠄎」に変わっている。ところが、少なくとも宝亀5年(774)「津高郡印」では天平20年の「宇治郡印」の篆書体・「𠄎」に戻り、やがて延暦15年の「愛智郡印」では篆書体・「𠄎」がみえ、それ以降は大勢は「𠄎」となっている。

この傾向を現存史料でみるかぎり、国印は天平宝字年間を大きな変換点としており、郡印も天平宝字年間前後のみに限って書体を楷書体とする大きな変化が認められる。いいかえれば天平宝字年間前後の時点において、国印と郡印を書体の上で明確に識別する施策が全国的に実施された事実をものがたっているといえる。篆書体と印の文字「𠄎」に固定された9世紀以降の郡印の中で、唯一の例外とされる正暦2年(991)の楷書体「添上郡印」は、印の文字も「𠄎」を用いており、すべて天平宝字前後の「十市郡印」(天平宝字5年)などの書体をそのまま模したものと判断される。この唯一の例外「添上郡印」にも天平宝字年間前後の郡印の特徴をうかがうことができるのである。

国印は初鑄当初において、八省印と同じ篆書体としたが、八省印の方2寸2分に対して、方2寸と規定され、さらに印の文字は八省印の「𠄎」に対して「𠄎」と明確に区分したのである【図9】。その点では、郡印の印の文字は、当初国印と同じ「𠄎」であり、9世紀以降国印(「𠄎」の使用は天平宝字5年(761)の「大和国印」にはじまる)にならい「𠄎」に変えたことが明白である。

このことは、天平宝字年間における郡印改鑄の目的は、やはり国印との識別と考えられ、しかも、国印の篆書体に対する楷書体の使用であるといえる。

天平宝字年間前後の国印・郡印の改鑄は、ほぼ同時期に実施されているが、内容的には大きな差異がある。国印は字形の柔らかな表現ということで、基本的には大宝4年の初鑄の踏襲といってもよい。しかも、すでに鎌田元一氏も指摘するように、天平末年ごろの改鑄以後、改鑄は国ごとの事情で行われるもので、全国一斉におこなわれたものではないとされる。⁽⁴⁾

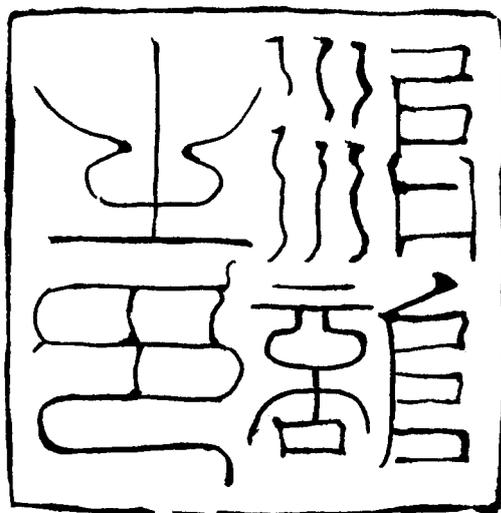


図9 八省印「治部之印」印影

それに対して郡印は、従来の国印と同じ篆書体、印の文字「冏」の使用から、楷書体と印の文字「𠄎」と大幅な改鑄であった。その改鑄が現存史料によれば、少なくとも宝亀年間には従来の篆書体に復し、印の文字も「冏」となり、国印では、天平宝字5年の「大和国印」に始まる「冏」は郡印において、延暦15年の「愛智郡印」で初めて「冏」が使用され、9世紀以降の主流となるのである。

③……………出土資料・伝世資料の年代推定

出土資料は、発掘調査による明確な出土層位、遺構を伴うことが少なく、表採資料が意外と多い。かりに出土層位・遺構を伴ったとしても、現段階では各地の当該期の土器編年からいえば、かなりの年代幅をもって考えねばならない。こうした条件下で印章資料については、従来、きわめて印象論的、主観的見解が下されていたことが多い。

本章では、まず、出土資料・伝世資料の概要と従来の年代判定の論拠を紹介し、つづいて、各郡印について、前述の印影資料にもとづく“郡印の編年のコード”に照らして年代推定を行うこととする。

イ. 「山邊郡印」

1967年10月10日、千葉県印旛郡八街町滝台（現八街市滝台）の地で、鈴木新次氏は自宅付近の畑から銅印「山邊郡印」を発見した⁽⁵⁾。鈴木氏宅南側の緩傾斜面の畑中に生姜穴を長さ7m、深さ2mに掘ったところ、表土から深さ60cmぐらいのローム土上から単独で出土したという。

この出土地点付近は滝台遺跡と呼ばれ、房総台地の中央、標高62m内外にあたり、発掘調査の結果、鬼高期から国分期にかけての竪穴住居跡29棟ほどが検出された。そのうちの4棟の竪穴住居跡は、いずれも東壁中央のカマドの外に床面中央に炉跡があり、その周囲には鉄精錬のとき飛散する鍛造剥片がスラグや木炭片に混って発見できるので、小鍛冶場とされている。

「山邊郡印」の発見された地区は、その後発掘調査が行われ、方形周溝遺構・高床倉庫跡・掘立柱建物跡が検出された。

銅印の形式は、弧鈕無孔で、大きさは方1.5寸（4.7cm）、高さ1.85寸（5.8cm）、印文は彫りが深く鋭く、楷書で2行2字ずつとなっている。

本銅印の最初の調査報告者である丸子亘氏によれば、その年代について、次のように推定されている。

文字の運筆が、とくに「山」字などの字画の初めに力を入れていることなどや、文字の彫りが非常に深く鋭いことなどは奈良時代のもので考えたいところであるが、「印」の字が上下にならず（「冏」のこと—筆者註）、人偏^{にんべん}のようにになっている点や、形においては鈕は高いが、全体に丸みがあり、角のないことなど、製作面からも文字からも平安時代の製作とすべきであろう。

この丸子氏の年代推定こそが、これまでの古印研究で一般的に行われてきた方法である。

鈕の形状などの製作面については、とりあえず、ここでは除くとして、上記の印影資料にもとづく“郡印の編年”からいえば、「山邊郡印」は、現存する郡印の中でも最も明確な楷書体である点、「𠄎」の文字も含めて天平宝字年間前後の郡印の典型的な特徴を有していると判断することができ

よう。

ロ. 「児湯郡印」

日向国児湯郡の印である。木内武男氏『日本の古印』によれば、その書体からして、平安時代初頭のものでされようと指摘されている。「児湯郡印」の書体は楷書体であり、印の文字は「𠄎」である。この書体は、印影資料の編年によれば、天平宝字年間前後のものと共通する。したがって、児湯郡印は、「山邊郡印」と同様に天平宝字年間前後の印と判断することができるのであろう。

ハ. 「御笠郡印」⁽⁶⁾

筑前国御笠郡の印である。江戸中期の歌人・国学者・書家加藤千蔭の蒐集印を、のちに子息稚直種より根岸武香に贈られたものという。「根岸武香珍藏」と漆書きした箱内に用箋があり、もとは「次田郷印」と共に大安寺内の菅原天満宮に納められていたとの由来を記す。1967年頃、天理大学附属図書館が村口二郎氏の書籍類と共に贈入したとされている。

鈕は弧鈕で鈕孔なく、鈕の下部に「上」字を鋳出している。印文の彫りが浅く、鋳くずれのため、字体は不鮮明である。「御笠郡印」の書体は篆書体であり、印の文字は「𠄎」である。この書体は、印影資料の編年によれば、承和14年(847)の「宇治郡印」以降のものと共通する。したがって、御笠郡印は、9世紀以降の印とみなすことができるであろう。

二. 鋳型「𠄎□郡□」【図10】

福島県いわき市番匠地遺跡の発掘調査で、「𠄎□郡□」⁽⁷⁾と記された鋳型が出土した。

本遺跡は縄文時代から中世に及ぶ複合遺跡で、印章鋳型や鏡鋳型が出土した遺物包含層は、中世城館(久世原館跡)が造営する際、奈良・平安期の堅穴住居跡、土坑が削平された時点で形成された2次堆積中より出土している。この鋳型群に共伴する土師器・須恵器が8世紀第3四半期から9世紀第3四半期に包括されるものが主体をなすことから、印章・鏡など鋳型群の年代は、奈良後半から平安前期に比定されている。印章鋳型は4点出土しているが、文字の判読できるのは「𠄎□郡□」すなわち「𠄎城郡印」とされるものと「常」字鋳型の2点である。

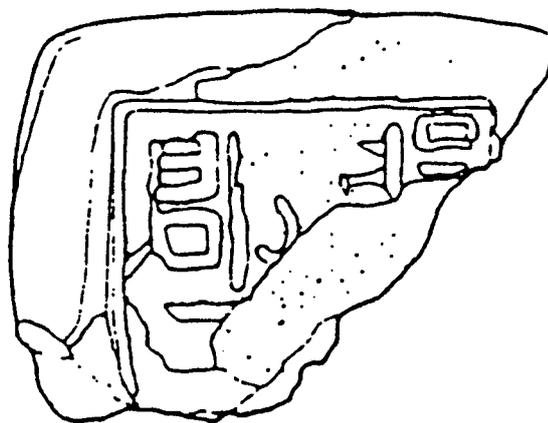


図10 銅印印面部鋳型「𠄎□(城)郡□(印)」実測図
福島県いわき市内郷御殿町 番匠地遺跡

この郡印の鋳型は、正式な発掘調査に伴うもので、共伴遺物から8世紀第3四半期から9世紀第3四半期と年代推定されている。鋳型の文字は問題なく楷書体であることから、天平宝字年間前後という8世紀第3四半期とみれば、発掘調査から導き出された年代幅の範囲内に含まれるのである。

①…………… 8世紀後半—天平宝字年間前後—における郡印の書体 変化の意義

郡印は、大宝4年初鑄の国印にならい、当初篆書体、印の文字「冨」であったものを、8世紀半ばすぎに楷書体と印の文字「𠂔」と大幅な改鑄を行った。しかも、その改鑄は現存史料によれば、少なくとも宝亀年間には従来の篆書体に復している。この750年代から760年代は、まさに藤原仲麻呂が政権を掌握し、数々の独自の政策を打ち出した時期に相当するのである。

(1) 藤原仲麻呂政権と印章

藤原仲麻呂は、天平宝字2年(758)8月に紫微内相から新たに太保と改称された右大臣に就任した。さらに恵美押勝と称し、永世相伝の功封3,000戸と功田100町を賜わり、その上鑄銭・挙稲と恵美家印を用いることを特に許されている。

私鑄銭は和銅初年以來厳禁され、犯す者は当初は斬、当時もなお遠流に処せられ、大赦にも常に含められなかった。また私出挙も天平9年9月以降全面的に禁止している。

また、私印については、のちに触れる光明皇后の私印と伝えられる「積善藤家」や「内家私印」があり【図11】、また『正倉院文書』では、天平宝字3年以降下級官人にも私印の使用がみられる。

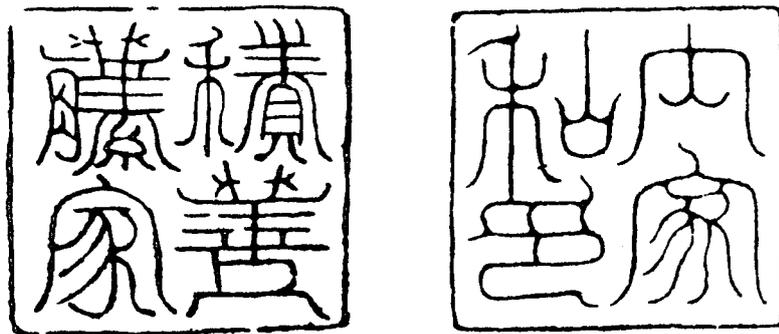


図11 「積善藤家」「内家私印」印影

この恵美家印の使用は、のち道鏡が政権を掌握したとき、僧尼の度縁に太政官印もしくは治部省印の代わりに道鏡印を用いたと同様、家印を官印として代用することを許された意味であろう。

岸俊男氏の指摘で明らかなように、仲麻呂政治は、儒教的政治理念に裏付けされ、かつ唐に先蹤を求めることのできるものが大きな特徴であるとされる。

天平宝字2年8月には、仲麻呂は官号の改易を行った。官号改正は、唐の則天武後の時代や玄宗の開元元年(713)などに行われており、唐・渤海の模倣であろう。この他、常平倉・平準署の設置、『維城典訓』を官吏の必読書に指定するなどの仲麻呂の唐風施策が数多く実施されているのである。

「積善藤家」

正倉院宝物の中に、光明皇后直筆とされる杜家立成という書がある。本書の巻末と紙背の継ぎ目には、「積善藤家」の朱方印がある。印文の典拠は、『易経』の文言「積善之家必有余慶」にあることが明かにされている。この印文は、代々善行を積み重ねてきた藤原家という意味であるから、元来は藤原家の家印とみられる。いうまでもなく、光明皇后は大宝元年（701）に藤原不比等と橘三千代の間に生まれ、聖武天皇が皇太子のとき16歳でその妃となり、天平元年皇后となった。その後、天平勝宝元年（749）安倍皇女（孝謙天皇）が即位してからは皇太后として政治を指導し、その権威を背景として藤原仲麻呂が政権を確立したのである。直筆の書にあえて藤原氏の家印を押ししたのは、皇后となってからも藤原氏の出身であることを強く意識したものと考えられる。

この「積善藤家」は、本格的な篆書体である。

「内家私印」

藤原仲麻呂は、天平宝字元年（757）養老律令の施行を命じた日、この新令にもない紫微内相という令外の官を設置し、みずからそれに任じている。岸俊男氏は、この内相という称呼の淵源については、鎌足や房前が任ぜられた内臣が想起されると指摘している⁽⁹⁾。すなわち、内臣・内大臣には鎌足・房前以後、式家の良継や北家の永手が就任し、藤原氏の独占するところであるが、光明皇后の私印とされるものにも「内家私印」がある。仲麻呂は祖先以来藤原氏に関係深い内臣・内家に着目し、それを伝統的に継承するとともに、本来ならば直接天皇が掌握するはずの軍事権を手中にするため、内廷近侍の重臣という意味で、令外に紫微内相の地位を創設したのであろうという。

この「内家私印」も篆書体であり、その上、印の文字は八省印と同じ「𠄎」を用いている点が注目される。

(2) 篆書体⁽¹⁰⁾

始皇帝の全国統一後の施策の中で、最も重要なものの一つは文字の統一だった。始皇帝が、全国の標準となる書体として制定したのが小篆という書体で、小篆はもともと秦の地域で使われていた大篆（あるいは籀文ともいう）を簡略化したものといわれている。

小篆は皇帝の命によって制定された国家の標準書体だから、皇帝の詔勅のような正式な文書にはもちろんその書体が使われた。ところが小篆はもともと曲線が多く、書くのには時間がかかり、短時間に多くの文字を書かねばならない場合には、かなり不便な書体だった。そこで小篆の字形の構造を簡単にし、曲線を直線にあらためて、より速く書けるように工夫した書体として隸書が考案された。実際秦代の官吏たちが文書作成の時に使用したのは小篆ではなく、隸書であった。

次の漢代になると、隸書がますます普遍的に使われ、一方、小篆の方はほとんど使用されなくなるのである。そして、六朝を経て隋代には楷書体が確立するのである。

結局のところ、文字の統一がなされた秦代において、通常の官吏が隸書を用いたのに対して、篆書はいわば皇帝専用の書体とされたのである。

(3) 郡印の書体変化の意義

郡印は、天平20年（748）の「宇治郡印」をみるかぎり、大宝初鑄の国印と同様に篆書体を用い

ていた。それが天平勝宝3年(751)の「阿拜之印」をはじめ、正倉院文書等の印影資料によるかぎり、760年代まではすべて楷書体に一変し、宝亀年間以降、再び篆書体に復している。一方、国印もこの時期にほとんどの国で改鑄されているが、基本的には篆書体が終始維持されている。つまり、天平宝字年間前後にかぎって、国印と郡印は篆書体と楷書体と明確に区別されているのである。

まず、この郡印の大改鑄時期はまぎれもなく、藤原仲麻呂政権下であることは明らかである。そして仲麻呂政権下の施策のうち、少なくとも次の2点が郡印の改鑄に深く関わると考えられる。

① 仲麻呂の唐模倣の官号改易に代表されるいわゆる唐風施策である。その仲麻呂が皇帝の書として篆書体に着目したのは想像にかたくない。つまり、皇帝の書は、天皇御璽をはじめ、二官八省印、そしてクニノミコトモチ(国司)の用いる諸国印までがその使用範囲であり、郡印の篆書体使用を禁じ、楷書体に改めさせたのであろう。

② 仲麻呂の印章への強い執着を知ることができる事実が存在する。1つは、天平宝字2年右大臣に就任し、権勢を掌握するとすぐに恵美家印の使用を認めさせたことである。

もう1つは、藤原氏の私印とされる「積善藤家」「内家私印」を保持したことである。しかもこの両私印は、当該期の私印には全く類例のない本格的な篆書体であることである。

特に、恵美家印を公印として認めさせた仲麻呂の姿勢と篆書体の使用は、仲麻呂の印章に対する執着と、自らを皇帝と同等に位置づけようとする施策と欲求と受けとめられるであろう。

このように郡印の改鑄を藤原仲麻呂の施策と推定することは、やがて天平宝字8年(764)9月、仲麻呂の謀反が発覚し、斬首されたのち、まもなくして770年代にはすでに郡印が篆書体に復している実例が存することからも支持されるであろう。

郡印は公式令の規定が存しないが、法量の点で、国印を上回らないという条件に加えて、書体に統制が加えられたのである。郡印も含めて、公印は律令国家を最も象徴的に形式的に貫徹することのできた表徴資料であるがゆえに、法量と書体に統制を加えたといえる。いいかえるならば、在地社会における国司と郡司という秩序を明確に表徴した事実ともいえよう。

結局、郡印の出土資料においても、印影資料と同様に、8世紀の天平宝字年間前後の楷書体と、9世紀以降の篆書体と印の文字「𠄎」の2種類が存在する。このことは、印影資料の編年的分類から導き出した上記のような郡印の変遷が、出土資料と対応することを示している。

したがって、年代の明確でなかった出土資料を印影資料の編年に照らして、その年代を推定することが可能となるのである。ここに古印の編年確立を旨とした本研究の目的を具体的に示すことができたといえよう。

註

(1)—— 郷印の実例としては以下の3印があげられる。
豊田市郷土資料館蔵「伊保郷印」、印面方33mm
天理大学附属図書館蔵「次田郷印」、印面方34mm
慧日寺旧蔵「余戸郷印」印影、印面方32mm

(2)—— 長谷川延年『平安・鎌倉・室町・江戸 秘奥印譜』に所載する印影のなかには、「宇陀郡印」のほか、疑点の多いものいくつか認められる。

葛野郡印 承和3年月日高田郷長解所捺
" 天平宝字4年12月21日正税牒捺印
宇陀郡印 寛和3年2月19日田券所捺
" 永承5年10月弘福寺愁訴郡判所用
添下郡印 大同元年12月10日
" 延喜3年3月8日田券所捺
百済郡印 貞観7年9月15日田券所捺

現存史料で確認できる印影は、『秘奥印譜』に篆刻したものと合致しないのである。

(3)——鎌田元一「日本古代の官印」(『古代中世の政治と文化』所収, 1997年)。福島正樹「信濃国印の復原制作について」『長野県立歴史館研究紀要』第1号, 1995年。

(4)——鎌田元一前掲論文

(5)——「山邊郡印」の報告は, 丸子巨「新発見の『山邊郡印』をめぐって」(『古代文化』第21巻第1号, 1961

年)による。

(6)——国立歴史民俗博物館『日本古代印集成』1996年。

(7)——大竹憲治「番匠地遺跡出土印章鑄型考」『考古学ジャーナル』No.330, 1991年。

(8)——岸俊男『藤原仲麻呂』吉川弘文館, 1969年。

(9)——岸俊男前掲論文

(10)——篆書体に関する概観は, 主として阿辻哲次『図説 漢字の歴史』(大修館書店, 1989年)による。

(国立歴史民俗博物館歴史研究部)

A Thesis on County Seals of Old Times

HIRAKAWA, Minami

The particulars of the County Seals (郡印), among official seals, were not stipulated in any government rule, but the length of their sides was about 4.5cm in average, an intermediate size between the side length of about 6cm of the Province Seal (国印) and the side length of about 3cm of the Village Seal (郷印), regardless of the types of measured items, that is, seal marks, excavated seals or, inherited, handed down through generations seals. When the County Seals impressed on the documents having definite dates are identified according to a chronological sequence, it has been confirmed that the *Uji* County Seal of *Yamashiro* Province used in the 20th year of *Tempyō* (A.D. 748) was of a *Tensho* style (篆書), a *Kaisho* style (楷書) was adopted from *Tempyōshōhō* era to *Tempyōhōji* era (A.D. 749~765), and all seals had the *Tensho* style thereafter. This period is the time when the government seals were recast, but the recasting of the Province Seals did not involve any change in the character style. The change in the use of the *Kaisho* style instead of the *Tensho* style can be explained as stated below.

The *Tensho* style was originally determined as the "character style of the Emperor" by Shih-Huang-Ti of Ch'in Dynasty of China, and was distinguished from the *Reisho* style (隸書) used by subjects. It is well known that during the era from *Tempyōshōhō* to *Tempyōhōji*, *Fujiwara-no-Nakamaro* (*Emi-no-Oshikatsu*) had extraordinarily powerful rights, enforcing various innovations by following the precedents of China. The intensity of *Nakamaro*'s persistence in his seals was evident because the family seal of *Fujiwaras* had a typical *Tensho* style which is quite unusual compared with any other private seal, and he issued a policy to have the seal of *Emi* family accepted as an official seal. *Nakamaro* decided that the *Tensho* style as a style peculiar to an Emperor should be exclusively used as Seals of Eight Ministries (八省印) or a Province Seal. On the other hand, the County Seal was limited to have only a *Kaisho* style which was developed from the *Reisho* style used by the subjects in China. The policy was assumed to have been taken to clearly discriminate a County Seal from a Province Seal in local communities. This assumption will be attested by the fact that along with the collapse of the

government of *Nakamaro*, the County Seal created after the 5th year of *Hōki* (A.D. 774) took a *Tensho* style again. It was also proved that when the year of creation of a County Seal was determined based on these seal marks, a reasonable year can be given only after excavated and inherited County Seals whose eras were unknown to date are referred to. Only these kinds of work can satisfy the purposes of study for “*Nippon Kodai-in Shūsei*” (『日本古代印集成』) which was intended to make an overall evaluation of seal marks, excavated seals and inherited seals.